

## 千早赤阪村本人通知制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づき住民票の写し等を第三者に交付した場合、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知及び証明することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書及び消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住基法第12条の3又は第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票の写し等を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項又は同法第12条の2において準用する同法第10条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2（第2項を除く。以下同じ。）又は同法第12条の2において準用する同法第10条の2の規定により住民票の写し等を請求する者

### (登録対象者)

第3条 本人通知等制度の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する

ものとする。

(1) 住民基本台帳法の規定により本村の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者(消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録されている者を含む。ただし、消除されてから5年を経過した住民票又は戸籍の附票に記載されている者を除く。)

(2) 戸籍法の規定により本村が作成した戸籍(除かれた戸籍を含む。)に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失そう宣告を受けた者は、登録の対象者としなない。

(事前登録の申込み等)

第4条 本人の住民票の写し等を第三者に交付した事実の通知、証明を希望する者(以下「申込者」という。)は、千早赤阪村本人通知制度事前登録申込書(様式第1号)により、村長に登録(以下「事前登録」という。)を申し込まなければならない。

2 前項の申込みをする場合において、申込者は、村長に対し、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)その他の本人であることを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれらを提示することができない場合は、村長が適当と認める書類を提示して申込者が本人であることを説明させる方法その他村長が適当と認める方法によるものとする。

3 第1項の申込みにおいて、申込者が代理人である場合は、前項に定めるもののほか、村長に対し、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本村に備え付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 委任状その他代理権を明らかにする書類

4 第1項の申込みは、申込者が次の各号に該当する場合は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書

便事業者による同条第2項に規定する信書便による方法により行うことができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由により直接申込みをすることができない場合

(2) 他の市区町村に居住している場合

(事前登録等)

第5条 村長は、前条の登録申込みが適当と認める場合は、千早赤阪村本人通知制度事前登録者名簿(様式第2号)に登録するとともに、事前登録をした者(以下「事前登録者」という。)であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

(事前登録の変更等)

第6条 事前登録者は、氏名、住所その他事前登録をした内容に変更が生じたとき、又は事前登録を廃止しようとするときは、千早赤阪村本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書(様式第3号)により村長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の届出について準用する。

(本人通知)

第7条 村長は、第三者からの請求により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、次の各号に掲げる事項を記載した千早赤阪村本人通知制度交付通知書(様式第4号)により当該事前登録者にその旨を通知するものとする。

(1) 住民票の写し等の交付年月日

(2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数

(3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別

(証明書の交付申請)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、住民票の写し等を交付した事実の証明を必要とするときは、千早赤阪村本人通知制度交付事実証明書交付申請書(様式第5号)に前条の通知書を添えて村長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、前条の通知から起算して30日以内に行なわなければならない。ただし、期限の末日が千早赤阪村の休日を定める条例(平成元年

千早赤阪村条例第27号)に規定する休日に当たるときは、その翌日までに申請しなければならない。

3 第4条第2項から第4項までの規定は、第1項の申請について準用する。  
(証明書の交付等)

第9条 村長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めた場合は、当該申請をした者に、次の各号に掲げる事項を記載した千早赤阪村本人通知制度住民票の写し等交付事実証明書(様式第6号)を交付するものとする。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
- (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別
- (4) 事前登録者の代理人に交付した場合にあっては、その代理人の氏名及び住所

2 前項の証明書の交付に係る手数料は、千早赤阪村手数料条例(昭和58年千早赤阪村条例第4号)の定めるところによる。

(事前登録の廃止)

第10条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事前登録を廃止するものとする。

- (1) 第6条第1項に規定する廃止の届出があったとき
- (2) 事前登録者が死亡し、又は失そう宣告を受けたとき
- (3) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき
- (4) その他村長が特に事前登録を廃止する必要があると認めたとき

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月24日要綱第28号)

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。